

「病児保育室 トウインクル 利用規約」(令和6年4月改定)

第1条 (名称)

本保育名称を「病児保育室・トウインクル」(以下、本保育室という)とし、管理、運営を医療法人社団厚友クリニック 厚友クリニックが行うものとする。

第2条 (所在地)

本保育室は埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷230-7 に設置する。

第3条 (目的)

病時期または病気回復期であり集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進および育児支援を目的とする。

第4条 (看護保育の方針)

医師、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育に当たり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

第5条 (病児保育の対象)

1) 利用対象は、0歳(6ヶ月)から小学6年生ごろまでの児童で、病気または病気の回復期であり、学校・保育園等での集団生活が困難な方、医療機関により当保育室の利用に際し許可が出た方を対象とする。

2) 定員は原則15名までとするが、保育規定のスタッフ数および病状により加減することとする。

第6条 (利用方法)

1) 利用時間は次のとおりとする。

月～金：午前8:00～午後6:00

(休室日：土曜、日曜、祝日、夏期休暇、年末年始休暇)

2) 予約は次のとおりとする。

①利用日の朝7時ごろまでにホームページ上にて予約をする。

②利用日当日の予約は、定員に余裕があるときに限り受け付ける。

③予約のキャンセルは原則受け付けない。

3) 利用申請は次のとおりとする。

①利用予約時または利用日当日に「登録用紙(年一回)」、「利用申込用紙」、「(医療機関からの)連絡表」を提出、本利用規約を受付に提出することにより行う。

②利用日当日の利用申請は、定員に余裕があるときに限り受け付ける。

③利用日に医療法人社団 厚友クリニックの医師による診察・回診を受けるものとする。

④利用申請は、利用登録完了後か、または、利用登録と同時に行う。

第7条 (利用料金等)

基本料金は、1日当たり5,000円、ただし一定の条件を満たす鶴ヶ島市、坂戸市に在住の方は無料とする。

〈裏面へ続く〉

オムツなどの必要な身の周りの物は各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う。

第8条（料金支払方法）

利用料金等・診察料は、児童の預け入れ時に一定の金額を預け退室時に清算とする。

第9条（秘密保持）

当保育室に従事する職員は、本契約に基づく業務におけるやり取りで知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

第10条（補償制度）

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第11条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ①児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ②暴風警報、地震注意情報などが発令され保育が困難なとき。
- ③感染の流行により他の児童への影響が高いとき。
- ④本保育室の保育方法、医師の回診に同意できないとき。
- ⑤本利用規約に従わないとき。

第12条（保護者の義務）

児童の保護者は、本保育室を利用する間、「利用申込用紙」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第13条（本契約に定めのない事項）

保護者および当保育室は、信義誠実を持って本契約を履行するものとする。ただし、本契約に定めのない事項およびその解釈に疑義の生じた事項については、児童福祉法・保育所保育指針、認可外保育施設指導監督基準等、医療法などの法令の定めを尊重し、保護者と当保育室が誠意を持ってこれを協議の上、都度決定するものとする。

第14条（規約の変更）

本規約の変更は当保育室が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解し承認したうえで利用申請をします。

令和 年 月 日

児童名、

保護者（署名）